

「パートナーシップ構築宣言」

当行は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援等）

広域ネットワークを活用したビジネスマッチング等により、販路拡大・人材確保・業務効率化・事業承継などお取引先が抱える様々な経営課題にワンストップで応えるとともに、大手企業とのオープンイノベーションにより、地域から生まれる新たな技術やサービス、未来の新規事業創出の実現を支援してまいります。

b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援等）

生産性向上やセキュリティ強化などお取引先の抱える様々な事業課題に対して、ニーズのヒアリングからITツールの導入・定着化までをサポートするITコンサルティングサービスを提供してまいります。

c. 専門人材マッチング

2019年7月から人材紹介業務の取り扱いを開始しております。同業務を通じて、都市部人材の地元地域への還流を促すとともに、お取引先の経営課題解決、持続的成長の実現に向けた支援に取り組んでまいります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は、下請事業者との取引において適正な支払期日までに現金で支払います。

③知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者が取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当行は、「地域 No. 1 の金融サービスの提供によりお客さまと地域社会に貢献することで、共通価値を創造し、地域と共に成長・発展する総合金融グループ」を目指す姿として掲げています。広域地域金融グループとしてのネットワークと、総合的な金融サービス機能を活用し、地域とお客さまの繁栄に貢献してまいります。

2020年10月19日

株式会社北陸銀行 代表取締役頭取 庵 栄伸